

令和5年度 第1回 岩手県多面的機能支払制度推進委員会

日 時 令和5年6月15日(木)14:00~16:00
場 所 岩手県民会館 第4会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者の紹介

4 議 事

【報告】

(1) 令和4年度の実施状況について

【資料1】

【審議】

(2) 令和5年度の取組方針(案)について

【資料2】

5 その他

(3) 第2回多面的機能支払制度推進委員会の開催について

【資料3】

6 閉 会

令和5年度 第1回 岩手県多面的機能支払制度推進委員会

出席者名簿

(敬称略)

	職名	氏名	備考
委員	岩手大学名誉教授	ひろた じゅんいち 広田 純一	委員長
	NPO法人 いわて景観まちづくりセンター理事	うちざわ いねこ 内澤 稲子	
	岩手県環境アドバイザー	ねこ ひでお 根子 英郎	
	岩手大学農学部教授	はらしな こうじ 原科 幸爾	
	岩手県農業農村指導士	すがわら あやこ 菅原 紋子	
事務局	岩手県農林水産部農村建設課 総括課長	とうばい かつみ 東梅 克美	
	岩手県農林水産部農村建設課 技術主幹兼水利整備・管理担当課長	きむら じゅん 木村 準	
	岩手県農林水産部農村建設課 主任主査	ささき まこと 佐々木 誠	
	岩手県農林水産部農村建設課 技師	おぼら けいすけ 小原 慧亮	
	岩手県多面的機能支払推進協議会 事務局長	おのでら てつや 小野寺 哲也	

岩手県附属機関条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第4号

岩手県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び所掌)

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称の欄に掲げる機関を置く。

2 執行機関は、別表第11の所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため必要があるときは、同表の名称の欄に掲げる附属機関を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他の事案が生じた場合において、当該事案に係る調停、審査、審議又は調査等を行わせるため臨時又は緊急の必要があるときは、附属機関を置くことができる。ただし、当該附属機関の設置が1年を超えるときは、この限りでない。

4 執行機関は、前項の規定に基づき附属機関を置いたときは、その名称、所掌事項その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）は、これらの表の委員の人数の欄に掲げる人数以内の委員をもって組織し、委員は、これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命する。

2 審議会等の委員の任期は、別表第1から別表第11までの任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及び副会長等)

第4条 審議会等に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

2 審議会等のうち次に掲げるものに、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

- (1) 岩手県総合計画審議会
- (2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会
- (3) 岩手県商工観光審議会

(4) 岩手県農政審議会

(5) 岩手県水産審議会

(6) 岩手県教育振興基本対策審議会

3 会長等は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

5 副会長等を置かない審議会等において、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審議会等のうち次に掲げるものに、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

(1) 岩手県総合計画審議会

(2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会

(3) 岩手県健康増進計画推進協議会

(4) 岩手県自殺対策推進協議会

(5) 岩手県商工観光審議会

(6) 岩手県農政審議会

(7) 岩手県農林水産物等認証制度運営委員会

(8) 岩手県水産審議会

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから執行機関が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会等は、執行機関が招集する。ただし、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会及び岩手県府調達苦情検討委員会は、会長等が招集する。

2 審議会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、岩手県財産評価審議会、岩手県特別職報酬等審議会及び県勢功労者顕彰選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会等のうち次に掲げるものに、部会を置くことができる。

- (1) 岩手県総合計画審議会
- (2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会
- (3) 岩手県健康増進計画推進協議会
- (4) 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会
- (5) 岩手県自殺対策推進協議会
- (6) 岩手県商工観光審議会
- (7) 岩手県農政審議会
- (8) 岩手県農林水産物等認証制度運営委員会
- (9) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会

2 部会は、会長等の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 審議会等は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会等の議決とすることができる。

4 第4条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、同条第5項中「委員」とあるのは「委員又は専門委員」と、前条第2項及び第4項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関係のある専門委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 審議会等は、必要に応じて学識経験のある者その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岩手県教育振興基本対策審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 岩手県教育振興基本対策審議会条例（昭和38年岩手県条例第44号）
- (2) 岩手県財産評価審議会条例（昭和39年岩手県条例第20号）

- (3) 岩手県特別職報酬等審議会条例（昭和39年岩手県条例第63号）
- (4) 岩手県農政審議会条例（昭和47年岩手県条例第9号）
- (5) 岩手県水産審議会条例（昭和48年岩手県条例第46号）
- (6) 岩手県商工観光審議会条例（昭和49年岩手県条例第6号）
- (7) 岩手県総合計画審議会条例（昭和54年岩手県条例第29号）
- (8) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により置かれている附属機関（次項において「旧附属機関」という。）は、第2条第1項の規定により置かれる相当の附属機関（次項において「新附属機関」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第1項の規定により、新附属機関の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（中小企業振興条例の一部改正）

5 中小企業振興条例（平成27年岩手県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（基本計画） 第12条 [略] 2 [略] 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者、中小企業関係団体及び県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、 <u>岩手県商工観光審議会条例（昭和49年岩手県条例第6号）第1条第1項に規定する岩手県商工観光審議会の意見を聴かなければならない。</u> 4・5 [略]	（基本計画） 第12条 [略] 2 [略] 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者、中小企業関係団体及び県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、 <u>岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第 号）別表第7の1の項に掲げる岩手県商工観光審議会の意見を聴かなければならない。</u> 4・5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1（第2条、第3条関係）

政策企画関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
岩手県総合計画審議会	知事の諮問に応じ、県政の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項について調査審議すること。	20人	(1) 市町村長 (2) 学識経験者	2年

別表第2（第2条、第3条関係）

総務関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県財産評価審議会	知事の諮問に応じ、公有財産を取得し、譲渡し、交換し、又は出資の目的とする場合における当該公有財産の評価について調査審議すること。	4人	学識経験者	2年
2 岩手県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ、議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について調査審議すること。	10人	県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間
3 県勢功労者顕彰選考委員会	知事の諮問に応じ、県勢功労者顕彰の候補者の選考について調査審議すること。	10人	県の区域内の公共的団体等の代表者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間

別表第3（第2条、第3条関係）

復興防災関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県東日本大震災津波復興委員会	知事の諮問に応じ、東日本大震災津波（平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害をいう。）により著しい被害を受けた本県の復興に関する事項について調査審議すること。	25人	復興施策の推進に関し優れた識見を有する者	2年
2 東日本大震災津波伝承館運営協議会	知事の諮問に応じ、東日本大震災津波伝承館の事業の運営に関する事項について調査審議すること。	12人	当該調査審議の対象となる事項に関し優れた識見を有する者	2年

別表第4（第2条、第3条関係）

ふるさと振興関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
岩手県情報システム関連調達に関する技術的審査委員会	知事の諮問に応じ、県が締結する情報システムの開発、保守その他の情報システムに関する役務の調達契約（知事が別に定めるものに限る。）に係る競争入札の落札者の決定基準その他必要な事項について調査審議し、及び当該調達契約に係る提案書の内容を審査すること。	10人	(1) 情報システムに関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議及び審査が終了するまでの間

別表第5（第2条、第3条関係）

文化スポーツ関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会	世界遺産一覧表（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表をいう。）に記載された平泉の文化遺産の拡張のための推薦書の作成に関し必要な事項について調査審議すること。	10人	文化財等に関し優れた識見を有する者	1年

別表第6（第2条、第3条関係）

保健福祉関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県健康増進計画推進協議会	知事の諮問に応じ、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画の策定及び推進に関し必要な事項について調査審議すること。	25人	(1) 医療関係団体その他の関係団体の役職員 (2) 保険者を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、健康の増進に関する施策の推進に関し識見を有する者	2年
2 岩手県高齢者	知事の諮問に応じ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条	20人	(1) 市町村長	3年

福祉・介護保険 推進協議会	の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の策定及び推進その他高齢者の福祉の施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。		(2) 福祉関係団体、医療関係団体その他の関係団体の役職員 (3) 学識経験者 (4) 被保険者を代表する者 (5) 前各号に掲げる者のほか、高齢者福祉又は介護福祉に関し識見を有する者	
3 岩手県リハビリテーション協議会	知事の諮問に応じ、地域におけるリハビリテーションの適切かつ円滑な提供に関し必要な事項について調査審議すること。	20人	(1) 学識経験者 (2) 医療関係団体、福祉関係団体その他の関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員	2年
4 岩手県自殺対策推進協議会	知事の諮問に応じ、県の総合的な自殺対策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。	50人	(1) 学識経験者 (2) 医療関係団体、福祉関係団体、教育関係団体その他の関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、自殺対策の推進に関し識見を有する者	2年

別表第7（第2条、第3条関係）

商工労働観光関係附属機関

名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
1 岩手県商工観光審議会	知事の諮問に応じ総合的な商工業及び観光の振興に係る施策の推進に関する重要事項について調査審議し、並びに当該重要事項について知事に意見を述べること。	20人	(1) 市町村長 (2) 商業、工業、鉱業若しくは観光業に属する事業を営む者若しくはこれらの者が法人であるときはその役員又は当該事業を営む者の従業者	2年

			(3) 前2号に掲げる者のほか、商工業及び観光の振興並びにこれによる雇用の創出に関し優れた識見を有する者	
2 岩手県経営革新計画評価委員会	知事の諮問に応じ、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に規定する経営革新計画（以下この項において「計画」という。）の評価その他計画の承認に関し必要な事項について調査審議すること。	5人	(1) 中小企業分野に関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間
3 岩手県信用保証協会常勤理事任命候補者選考委員会	知事の諮問に応じ、岩手県信用保証協会常勤理事の候補者の選考について調査審議すること。	3人	信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2条に規定する信用保証協会の業務を理解し、及び中小企業分野等に関し優れた識見を有する者	3年

別表第8（第2条、第3条関係）

農林水産関係附属機関

名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
1 岩手県農政審議会	知事の諮問に応じ総合的な農業施策の推進に関する重要事項について調査審議し、及び当該重要事項について知事に意見を述べること。	30人	(1) 市町村長 (2) 農林業団体の役職員 (3) 商工関係団体の役職員 (4) 株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役職員 (5) 消費者を代表する者 (6) 学識経験者 (7) 関係行政機関の職員	2年
2 岩手県農林水産物等認証制度運営委員会	知事の諮問に応じ、農林水産物及び農林水産物を利用した加工食品（以下この項において「農林水産物等」という。）の認証制度に関する重要事項について調査審議すること。	15人	(1) 農林水産物等の生産者団体の役職員 (2) 農林水産物等の流通に関する事業を行う団体の役職員	2年

			(3) 消費者を代表する者 (4) 学識経験者 (5) 関係行政機関の職員	
3 岩手県多面的機能支払制度推進委員会	知事の諮問に応じ、多面的機能支払制度（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第9条の規定に基づく費用の補助（同法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係るものに限る。）をいう。以下この項において「制度」という。）の実施状況の評価その他制度に関し必要な事項について調査審議すること。	5人	学識経験者	3年
4 岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会	知事の諮問に応じ、中山間地域等直接支払制度（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第9条の規定に基づく費用の補助（同法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係るものに限る。）をいう。以下この項において「制度」という。）の実施状況の評価その他制度に関し必要な事項について調査審議すること。	9人	(1) 学識経験者 (2) 報道機関の役職員 (3) 消費者を代表する者 (4) 株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役職員 (5) 前各号に掲げる者のほか、制度に関し優れた識見を有する者	5年
5 いわての森林づくり県民税事業評価委員会	知事の諮問に応じいわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）第1条に規定する森林環境の保全に関する施策（以下この項において「施策」という。）について調査審議し、及び評価を行い、並びに施策について知事に意見を述べること。	10人	(1) 学識経験者 (2) 商工関係団体の役職員 (3) 消費者を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、施策に関し優れた識見を有する者	2年
6 岩手県水産審議会	知事の諮問に応じ総合的な水産業施策の推進に関する重要事項について調査審議し、及び当該重要事項について知事に意見を述べること。	20人	(1) 市町村長 (2) 水産業団体の役職員 (3) 商工関係団体の役職員 (4) 株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役職員 (5) 消費者を代表する者	2年

			(6) 学識経験者 (7) 関係行政機関の職員
--	--	--	----------------------------

別表第9（第2条、第3条関係）

出納関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県営建設工事入札契約適正化委員会	知事の諮問に応じ県営建設工事（県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下この項において同じ。）の入札及び契約に関する制度の運用状況及び改善に関することその他の県営建設工事の入札及び契約に関する重要事項について調査審議し、並びに当該重要事項について知事に意見を述べること。	8人	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事に関し優れた識見を有し、県営建設工事の入札及び契約に関し公正な判断をすることができる者	2年
2 岩手県政府調達苦情検討委員会	県の機関及び県が設立した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人が行う調達であって政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となるものに係る苦情の申立てについて調査審議すること。	5人	地方公共団体の入札及び契約に関する制度に関し優れた識見を有する者	2年

別表第10（第2条、第3条関係）

教育関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県教育振興基本対策審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育振興基本対策に関し必要な事項について調査審議すること。	18人	(1) 市町村長 (2) 市町村教育委員会教育長 (3) 教育関係団体の役職員 (4) 学識経験者 (5) 関係行政機関の職員	2年
2 岩手県教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ教育上特別な支援を必要とする児童、生徒等（以下この項において「児童生徒等」という。）の就学及び当該児童生徒等に対する支援の内容等に関する事項につい	20人	(1) 医師 (2) 学識経験者 (3) 関係教育機関の職員	2年

	て調査審議し、並びに当該事項について教育委員会に意見を述べること。		(4) 関係行政機関の職員 (5) 児童生徒等の親権者又は未成年後見人を代表する者	
3 岩手県美術品収集評価委員会	教育委員会の諮問に応じ、美術品取得基金条例（平成3年岩手県条例第36号）に規定する美術品取得基金により取得する美術品及び寄贈により取得する美術品の鑑定評価に関する事項について調査審議すること。	10人	学識経験者	2年

別表第11（第2条、第3条関係）

執行機関共通附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 公の施設の指定管理者候補者の選定及び指定管理業務の評価委員会	執行機関の諮問に応じ、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下この項において「指定管理者」という。）の候補者の選定及び指定管理者の業務の評価に関する事項について調査審議すること。	8人	(1) 当該公の施設の指定管理者に応募する法人若しくは団体又は現に当該公の施設の指定管理者であるものと利害関係を有しない者で、当該公の施設の運営に関し優れた識見を有するもの (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間
2 委託業務企画提案等審査委員会	執行機関の諮問に応じ、県が発注する委託業務その他の業務（以下この項において「委託業務等」という。）に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の相手方の候補者の決定のために実施する公募により提出された提案書の内容を審査し、及び当該委託業務等に係る同令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の落札者の決定に関する事項について調査審議すること。	6人	(1) 当該委託業務等に係る分野に関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る審査及び調査審議が終了するまでの間
3 補助金等審査委員会	執行機関の諮問に応じ、補助金（相当の反対給付を受けないで交付する補助金以外の給付金を含む。）、利子補給金その他こ	20人	(1) 当該補助金の交付等に係る分野に関し優れた識見を有する者	当該諮問に係る審査及び調

	れらに類するものの交付又は貸付金の貸付け（以下この項において「補助金の交付等」という。）の対象となる者、事業等の決定に係る申請書等の内容を審査し、及び当該補助金の交付等に関し必要な事項について調査審議すること。		(2) 県の職員	査審議が終了するまでの間
4 被表彰候補者等選考委員会	執行機関の諮問に応じ、表彰（県勢功労者顕彰を除く。）、認定その他これらに類するもの（以下この項において「表彰等」という。）の対象となる候補者の選考その他選考に関し必要な事項について調査審議すること。	6人	(1) 当該表彰等に係る分野に関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間

令和4年度の実施状況について

1 令和4年度基本的取組方針について（令和4年9月1日推進委員会審議済）

昨年度の委員会において、以下の取組方針及び令和5年度以降の取組面積が決定され、この基本方針を受け、令和4年度の活動を実施。

取組方針

人口減少や高齢化の進行に伴い取組面積が伸び悩んでおり、このままでは減少していくことが懸念されることから、現状維持を目標とし、活動を支援する体制の充実や広域化を進めていくこととする。

なお、取組拡大に向けた支援についても、不断の努力を継続していく。

目標取組面積(R5以降)

現状維持を目標とし、令和5年度以降も7万6千ha程度を維持していくこととする。

2 令和4年度重点取組事項について（令和4年9月1日推進委員会審議済）

(1) 継続取組・新規取組の推進

① 現状と課題

ア 活動を断念する主な理由は、「事務局の負担が大きい」、「組織構成員や事務局の高齢化」によるものとの回答が多かったこと。

イ 上記理由を踏まえ、

- ・ 過年度に活動を断念した組織において、活動項目の精査や活動内容の軽減について市町村が指導・支援することにより活動再開に至った地区があること
- ・ 近隣の組織との統合や広域化を図ることで、事務の集約化による負担軽減が可能となること
- ・ 併せて人材の融通が可能になること

等のメリットについて市町村に周知し、活動再開に向けた意識啓発を支援する。

ウ 取組面積の現状維持に向け、活動期間終了1年前の組織を対象に活動の継続に向けた支援を実施する。

具体的には、令和4年度末終了組織（13組織）及び令和5年度末終了組織（684組織）については10月に継続断念を考えている組織についての要因把握を行い、活動の継続に向けた支援を実施する。

② 課題解決に向けた県としての取組方向（具体的な支援・指導の進め方）

ア 市町村が行う実績報告のヒアリングの場などを活用し、活動組織が抱える課題の把握に努める。

イ 市町村が課題に応じた支援策を適切に選択できるように、これまでの啓発及び支援で行った内容について、以下のとおり整理の上、市町村担当者会議等で情報提供する。

課 題	支 援 策
<ul style="list-style-type: none"> ・役員（事務員）の担い手不足 ・構成員の高齢化による活動自体の困難 ・構成員（地域住人）の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区との連携 ・地元の自治組織との連携 ・NPO法人による事務の支援 ・市町村による統合先の斡旋や広域化への誘導
<ul style="list-style-type: none"> ・草地における取組拡大 ・県北・沿岸地域での拡取組大 	<ul style="list-style-type: none"> ・草地カバー率が高い市町村等の事例を紹介 ・未導入集落や拡大志向の集落に対して導入に向けた話し合いの実施
<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化活動が完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地維持活動の必要性・重要性を徹底 ・地域コミュニティの維持・活性化に取り組む事例等を紹介

(2) 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

多面的機能支払交付金の県内の模範となる優れた取組を行っている組織を表彰しており、他組織の模範となることから受賞内容を広報等で周知する。推薦数が減少していることから積極的な推薦するよう依頼した。

(3) 活動時の安全管理の徹底等について

ア 令和4年度は、活動中における事故が11件発生し、令和3年度の19件に比べ発生件数は減少した。

イ 活動時の安全管理の徹底について、組織へ周知徹底を行う。

(4) 外来種駆除について

従来 of 生態系を維持するため、外来種の駆除に積極的に取り組む。具体的には「農地・水通信」などを活用し、活動組織へ周知する。

3 重点事項取組の実績について

(1) 継続取組・新規取組の推進について

ア 令和4年度末及び令和5年度末活動終了組織697組織を対象に継続意思アンケートを令和4年10月に実施したところ、35組織から活動断念の意向の回答があったもの。

断念意向の主な理由は、構成員の高齢化、事務の煩雑、事務のなりてがないなどであった。

イ アンケート結果で活動断念の意向組織について、市町村等を中心に組織と話し合いを実施した。

その話し合いの中で断念の要因を把握しながら以下の説明を行った。

- ・土地改良区との連携
- ・NPO法人による事務支援の紹介
- ・広域化への誘導
- ・農地維持活動の必要性・重要性を徹底

ウ その結果、

35 組織のうち 8 組織は活動を継続。

(近隣組織への編入 1、活動内容の選択と集中 7)

15 組織は決定保留。

残りの 10 組織については、活動区域が工業団地で潰れる、中山間直接支払のみで実施する等に理由で多面的交付金を断念。

(2) 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

9 月 1 日の本委員会の審査を受け、12 月 22 日いわて農林水産躍進大会において、次の組織を表彰した。

また、受賞した組織の取組については、「農地・水通信」の広報等で周知を行った。

○組織名 赤沢 3 区環境を守る会 (紫波町)

取組内容 女性活動参加と「あじさいロード」の景観形成の実施

○組織名 山根農地・水・環境保全向上対策推進協議会 (九戸村)

取組内容 遊休農地の発生防止と世代間交流の実施

(3) 活動時の安全管理の徹底について

ア 令和 4 年度は 11 件の事故が発生。事故の状況は下表のとおり。

イ 11 件の事故のうち、1 件はため池への転落事故が発生し 2 名が死亡した。

番号	発生日	市町村	性別	年齢	事故概要
1	4/3	花巻市	男	64	水路の泥上げ作業中に、水路に転落し、右膝じん帯損傷。
2	4/17	一関市	男	86	水路の泥上げ作業中に、傾斜箇所です滑落し、右頬及び右膝下を擦過傷。
3	4/30	一関市	男	68	水路清掃作業中に、雑木撤去の際に木が被災者の胸に当たり、肋骨 2 本骨折。
4	5/4	盛岡市	男	76	農用地周りの環境改善活動で雑木撤去の際、登っていた枝が折れ落下し、股関節と背骨を骨折したものの。
5	6/19	一関市	男	64	ため池の草刈作業中に誤って法面から転落し左肘を骨折。
6	6/26	八幡平市	男	71	水路の草刈作業中に足を踏み外し水槽に胸部をぶつけ肋骨骨折。
7	7/17	滝沢市	男	69	農用地の草刈作業中に転落し頭部打撲。
8	7/17	一関市	男	71	農道の草刈作業中に、草刈機の給油をした際、給油をしていた他の構成員の草刈機の刃に接触し、左足膝下裂傷。
9	7/23	金ヶ崎町	男	57 62	ため池の草刈作業中に、1 名が転落し、救助にあたった 1 名も転落し、2 名とも溺死。
10	7/27	紫波町	男	77	水路の草刈作業中に、熱中症を発症。
11	8/17	一戸町	男	70	水路の泥上作業中に、水分不足に伴う血圧低下によるめまいで転倒。

ウ 県の対応

- ・ 事故発生の都度注意喚起を行った。
- ・ 県協議会主催で活動組織を対象に県南 9 会場で安全研修会を実施した。
- ・ 年 2 回発行する「農地水通信」に安全管理の徹底について記事を掲載し、全組織へ配布。

(4) 外来種駆除について

根子委員のご指導をいただき、「農地水通信」に外来種の紹介をし、外来種駆除の必要性の周知を行った。

(5) 取組面積

【農地維持支払】

- ① 令和 4 年度の実績は、77,194ha(1,035 組織)となっており、令和 3 年度から 586ha の増となっている。
- ② 農振農用地面積に占める取組面積の割合（カバー率）50%は、東北平均 55%から見て、やや下回っているが、地目別で見ると、水田は 78%（東北平均 69%）、畑・草地は 13%（東北平均 13%）と水田での取組が活発。
- ③ また、畑・草地での取組面積は令和 3 年度から 133ha の増となっており、これまでの畑・草地における推進活動の効果が出てきている。
- ④ なお、地域別で見ると、県南地域の 68%に対し、県北・沿岸地域では、それぞれ 22%・7%となっている。

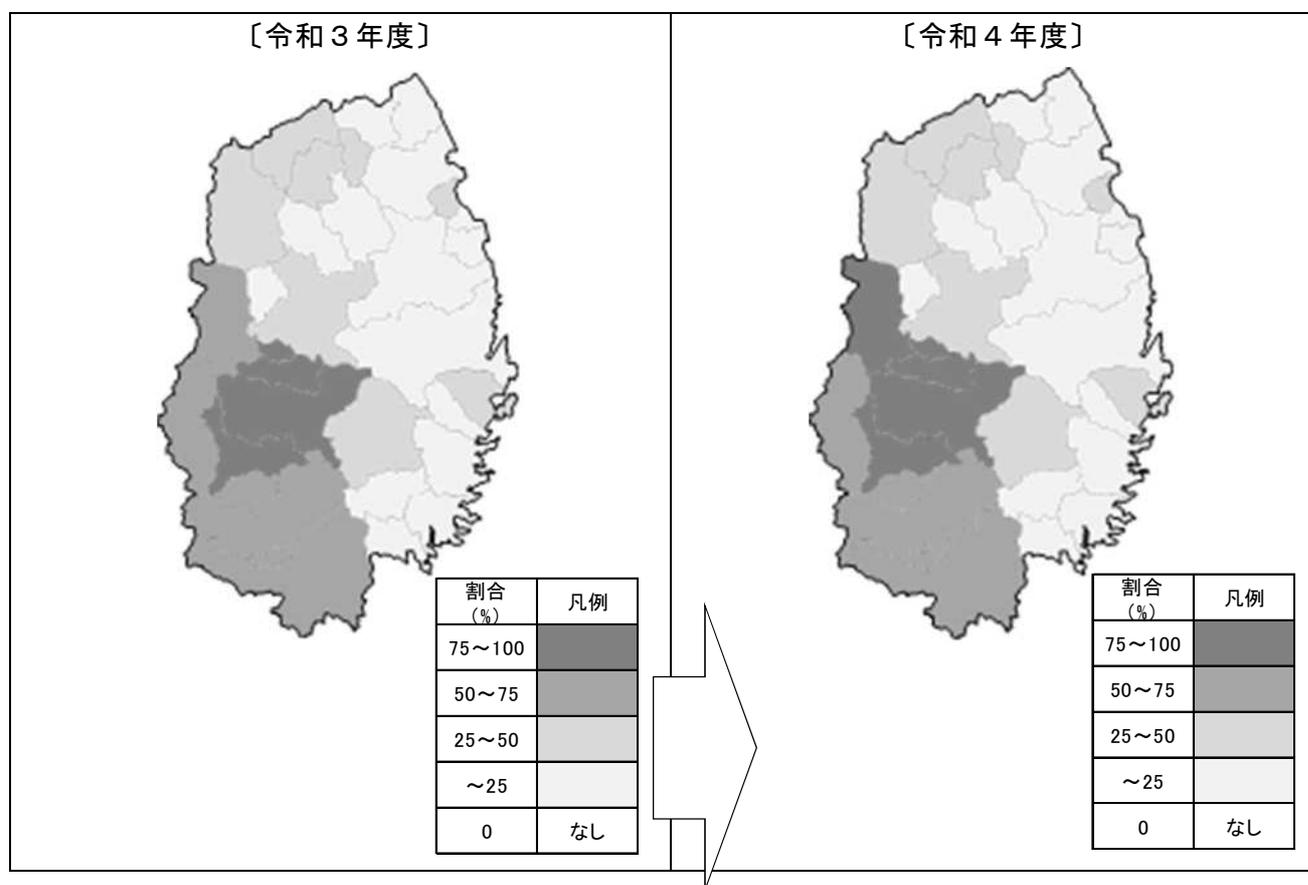
(市町村数、活動組織数、取組面積、カバー率)

	農地維持支払		増減	
	R 3 年度実績	R 4 年度実績	対 R 3 年度	
市町村数	33	33	0	0%
対象組織数	1,030	1,035	5	+0.5%
広域活動組織	55	55	0	0%
取組面積 (ha)	76,608	77,194	586	+0.8%
水田	67,821	68,274	453	+0.7%
畑・草地	8,787	8,920	133	+0.1%
カバー率 (%)	50	50	0	0%
水田	77	78	1	1.3%
畑・草地	13	13	0	0%

(広域振興局管内別実績)

広域振興局	R4取組面積 (ha)		R4カバー率			R4純新規取組組織数	
	田	畑・草地	田	畑・草地			
盛岡	19,468	16,271	3,197	46%	74%	16%	八幡平市 1
県南	52,528	48,751	3,777	68%	84%	20%	北上市 1、一関市 2
沿岸	1,027	951	76	7%	33%	1%	住田町 1
県北	4,171	2,301	1,870	22%	46%	13%	二戸市 1、洋野町 1
計	77,194	68,274	8,920	50%	78%	13%	7

(市町村別カバー率)



【資源向上支払】

① 資源向上支払（共同活動）

ア 資源向上支払（共同活動）については、72,312ha(882 組織)で実施。

イ 令和3年度に比べ取組面積は1,076ha 増、活動組織数は15 組織増。

ウ カバー率は47%で前年比に比べ1%の増加。

(市町村数、活動組織数、取組面積、カバー率)

	資源向上支払（共同）		増減	対R3年度
	R3年度実績	R4年度実績		
市町村数	29	29	0	0%
対象組織数	867	882	15	+1.7%
広域活動組織	53	53	0	0%
取組面積 (ha)	71,236	72,312	1,076	+1.5%
水田	63,059	63,895	836	+1.3%
畑・草地	8,177	8,417	226	+2.7%
カバー率	46	47	1	+2.1%
水田	72	73	1	+1.4%
畑・草地	12	13	1	+0.1%

② 資源向上支払（長寿命化活動）

ア 資源向上支払（長寿命化）については、57,465ha(748 組織)で実施。

イ 令和3年度に比べ、取組面積は228ha 減、活動組織数は2 組織増。

ウ カバー率は37%で前年度の横ばい。

(市町村数、活動組織数、取組面積)

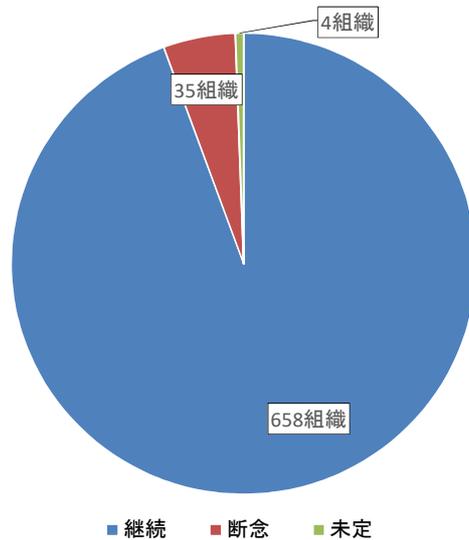
	長寿命化		増減	対R3年度
	R3年度実績	R4年度実績		
市町村数	28	28	0	0%
対象組織数	746	748	2	+0.3%
広域活動組織	52	52	0	0%
取組面積 (ha)	57,693	57,465	-228	-0.4%
水田	51,474	51,239	-235	-0.5%
畑・草地	6,218	6,226	8	+0.1%
カバー率	37	37	0	0%
水田	59	58	-1	-1.7%
畑・草地	9	9	0	0%

活動満期を迎える組織への継続意向アンケート調査結果

1 継続意向調査

令和4年度及び令和5年度に活動満期を迎える組織を対象に、活動継続の意向を調査した結果、以下のとおりとなった。

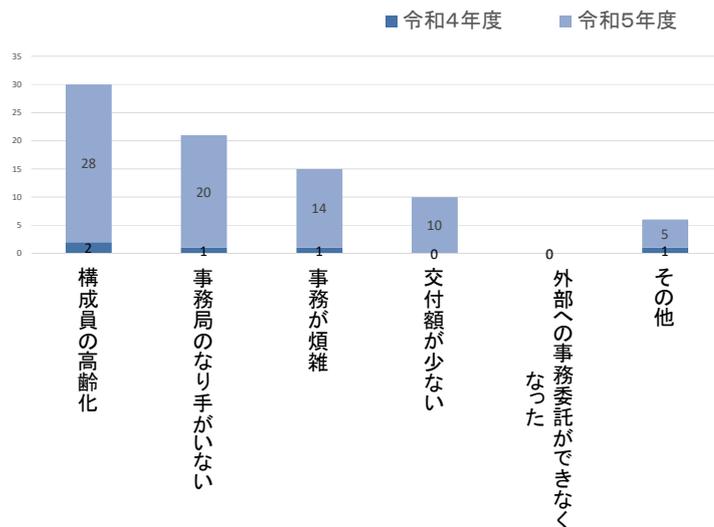
R4,R5満期組織継続意向



2 活動を断念する理由

1の調査で活動継続を断念すると回答した組織に対して、その理由を調査した結果、以下のとおりとなった。
対象組織数 35組織(R4:3組織、R5:32組織)

活動を断念する理由



その他回答

- ・中山間直払いへの移行
- ・地区内の水路整備がほとんど完了したため



I 令和4年度岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

令和4年12月22日（木）、いわて農林水産振興協議会及び岩手県の主催により「いわて農林水産躍進大会」が、岩手県民会館で開催されました。

大会では「岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞」の表彰式が行われ、県内の模範となる優れた活動を行っている、次の2団体が受賞しました。

（活動の状況はP2に掲載）

菊地哲岩手県副知事からの受賞状況



記念撮影



後列左から：佐々木剛岩手県農林水産部技術参事、千葉和彦岩手県技監兼農林水産部農村整備担当技監、大宮惇幸岩手県土地改良事業団体連合会会長、千葉匡岩手県多面的機能支払推進協議会会長

前列左から：上村勝巳山根農地・水・環境保全向上対策推進協議会代表、阿部宏希赤沢3区環境を守る会代表



赤沢3区環境を守る会（紫波町） 女性活動参加と「あじさいロード」の景観形成を実施

【受賞理由】

本組織は積極的に役員に女性を登用するなど女性の活動参加が盛んである。

農村環境保全活動では「あじさい」の植栽や手入れ等の景観形成を行っており、毎年地区外から多くの方が鑑賞に訪れている。更に子供達との水生生物調査を通じて世代間交流、環境学習の啓発普及を行っている。



【地区概要】

- ・対象面積：58ha
(田 24ha、畑34ha)
- ・対象施設：水路 9.1km
農道 13km
ため池 5箇所

活動の実施状況



水路法面の草刈



あじさいロードの草刈



あじさい祭りの様子



水生生物調査の様子

山根農地・水・環境保全向上対策推進協議会（九戸村） 遊休農地の発生防止と世代間交流の実施

【受賞理由】

本組織は農地所有者と借り手の両者が共同作業を行って農地保全、遊休農地の発生防止に努めている。また、農業者以外の構成員も含めて直営施工を積極的に実施している。更には小学生を対象とした田植え・稲刈り体験を実施し、世代間交流、農地保全に向けた啓発を行っている。



【地区概要】

- ・対象面積：40ha (田 40ha)
- ・対象施設：水路 14.9km
農道 9.9km
ため池 2箇所

活動の実施状況



農道の草刈



リンドウの栽培



農道の敷砂利



小学生の稲刈体験

II 令和4年度水路補修研修会、鳥獣害対策（電気柵）の現地研修会を実施（協議会主催）

1 水路補修研修会

今年度は、県内の共同活動を実施している組織のうち活動期間（5年間）内に「機能診断・補修技術等に係る研修」をまだ実施していない組織を対象に7月28日から12月9日まで県内7会場で実施し113組織175名が参加。うち二戸、盛岡、北上の3会場では東北農政局土地改良技術事務所と共催し、午前は室内、午後は現地研修を実施し84組織126名参加しました。

なお、現地研修を基にした、水路簡易補修の動画を、協議会ホームページで配信しています。



▲ R 4 1 1 1 8 盛岡会場（室内）



▲ R 4 1 1 2 5 北上会場（現地）

2 鳥獣害対策（電気柵）現地研修会

活動組織の鳥獣害対策の技術向上を目的に「電気柵」現地研修会を昨年度に引き続き、県南広域振興局（奥州、一関管内）を対象に9月7日一関市巖美町山谷地内で実施しました。研修は活動組織（山谷地域資源保全会）の協力をいただき、午前と午後2回実施し47組織75名が参加。参加者から獣害対象「イノシシ」の生態や電気柵の効果、電気柵管理の注意点などについて多くの質問があり、活動組織から実践に基づいた具体的な説明をいただきました。



▲ R 4 . 9 . 7 一関市巖美町山谷地内



▲ 活動組織佐藤事務局長の説明状況

III 令和4年度各事務研修会を実施（協議会主催ほか）

1 市町村等新任者研修会

今年度はコロナ感染防止対策に万全を期したうえで市町村新任担当者等を対象に6月14日から24日にかけて県内7会場で開催、14市町村33名が受講しました。研修は交付金の体系や法制度、計画書や実施状況の作成、事業実施の留意事項など基礎的内容を中心に行いました。

R 4.6.20 宮古会場 ▶



2 土地改良区担当者研修会

事業制度の理解醸成と活動組織への支援を強化するため、土地改良区の担当者等を対象に7月26日から9月5日にかけて県内9会場を実施し、29土地改良区77名が参加しました。

多面的機能支払制度の内容や事務手続き、「長寿命化」に係る工事契約手続き等のほか、活動組織への支援について意見交換しました。

R 4.7.26 盛岡会場 ▶



3 事務研修会等（市町村主催）

当協議会は前述の研修会のほか、市町村からの依頼を受けて事務研修の講師派遣を行っています。（令和5年2月15日現在19市町村461組織616名の参加）研修によって制度の理解が深まりますので研修を要望される場合は市町村を通じて申込ください。



▲ R 4.11.8 八幡平市事務研修



▲ R 4.12.2 矢巾町事務研修

4 水路及び農業用ため池水難事故防止研修会

水路及びため池の草刈り時の危険性と同施設の安全対策を深めるため、令和5年2月2日一関会場（縄文センター）を皮切りに2月22日まで県内9会場で開催し617団体約650名が参加しました。

R 5.2.7 盛岡会場（ツガワ未来館アピオ）▶



IV 審査・確認、指導等を実施（協議会実施）

1 審査・確認、指導等を実施

令和4年度に協議会が実施した審査・確認、指導等を実施した件数は下表のとおりです。

なお、審査のポイントは次のとおりです。①「実施状況報告書」と「事業計画書」の一致、②総会開催（広域協定は集落ごと）の有無、③保険加入の有無、④金銭出納簿と活動記録簿の整合、⑤持越金の妥当性 ほか

審査・確認	件数（組織数）	指導内容	件数（組織数）
実施状況報告書	1,047件	中間確認（書類）	大船渡市ほか14市町村 154件
事業計画書	再認定62件新規7件変更151件	現地確認・指導	盛岡市ほか27市町村 335件

(R 5.2.15時点)



▲ R 4.7.6 花巻市現地指導



▲ R 4.8.29 宮古市現地確認

2 東北農政局実施の抽出検査

今年度の東北農政局抽出検査（国の実施要領に基づく検査）が次のとおり行われました。この検査は来年度も実施されますので、対象となった場合には対応をお願いします。

- ① 令和4年10月4～5日（書類・現地）
久慈市（2組織）、岩手町（2組織）
- ② 令和5年2月9～10日（書類のみ）
一戸町（4組織）、九戸村（4組織）



▲ R 4.10.4 久慈市受検状況

IV 農家のための用語解説（長寿命化でよく使われる言葉）

工事で使われる専門用語を解説しますので活動の参考としてください。

（出典：「農業農村工学標準用語辞典」）

【工事関係】

- ① 土 工：土砂を対象とする作業
- ② 丁 張：工事の仕上げの形を示すための板や縄など
- ③ 表土はぎとり：盛土と現地盤の接触をよくするため現地盤の表層部分を取り除くこと
- ④ 施工計画：工事实施の適切な施工方法を行うための計画
- ⑤ 施工管理：工事現場を適切に運営するための管理

【水路関係】

- ① 目 地：水路と水路の隙間
- ② シーリング材：目地等止水目的のペースト（とろみ）状の充填材量
- ③ バックアップ材：目地に過度にシーリング材が入らないようにするための詰め物
- ④ 養生テープ：シーリング材が不要箇所に付かないようにするための段取り用保護テープ
- ⑤ プライマー：シーリング材の接着性を高める目的で塗る下地塗料（接着剤）
- ⑥ コンクリート：セメント、水、砂、石を混合した建設・建築材料
- ⑦ モルタル：セメント、水、砂を混合した建設・建築材料

【道路関係】

- ① 路 盤：道路を構成する砂利の層で一般には上層路盤、下層路盤に分類される
- ② 幅 員：道路の幅、横断方向の長さ
- ③ 排水工：農道を安全に維持管理するため雨水などの余水を排除すること

V 活動組織の皆様へ（お知らせ）



- 1 各活動組織は今年度の「**実施状況報告書**」を市町村が指示する期日までに提出してください。（※様式等は市町村にご確認ください）
- 2 令和4年度に活動期間満了を迎える組織は、「**地域資源保全管理構想**」を年度内に市町村へ提出してください。（長寿命化の更新施設は財産譲与してください）
- 3 令和5年度に**新規（再認定を含む）及び計画変更の申請を行う組織**は、5年度の所定様式により**6月30日までに市町村に申請願います。**（※該当する組織には別紙案内書を同封します）

【動画の紹介】

次の動画を当協議会ホームページに掲載しています。

URL：<https://www.iwatochicom.otamagaeru-jp-vr2/> 若しくは、YouTubeで、『おたまがエル』で検索してください。

- ① 「水路簡易補修の提案」
- ② 「水路目地詰め補修」
- ③ 「水路補修等準備編」
- ④ 「水路補修等施工編」
- ⑤ 「自動草刈機実習編」

岩手県多面的機能支払推進協議会事務局（岩手県土地改良事業団体連合会内）

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮2-10-1 担当：竹田、藤根

【TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3262】

オオハンゴンソウを駆除してみませんか？

多面的機能支払の資源向上(共同)「40.外来種の駆除」で実施が可能です。



外来生物(種)とは

- 日本には外国から多くのいきものが渡ってきています。現在の国境の「外」から江戸時代より後に日本に入ってきた生物のことを「**外来生物(種)**」といいます。
- 外来種の中には、一部ですが地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものがいて、「**侵略的外来生物**」と呼ばれています。この侵略的外来生物の中でも、特に日本の自然環境や農林水産業、人の健康などに悪影響を与える生物が、「**外来生物法**」によって「**特定外来生物**」に指定されています。
- 特定外来生物を植えたり・撒いたり・運んだり・野外に放ったりすると懲役3年以下若しくは300万円以下の罰金に問われます。
例えば、**オオハンゴンソウ**などを庭に植えたり、種を撒いて育てたりすると法に触れる恐れがあります。
- 特定外来生物(オオハンゴンソウなど)対策は、被害が発生してからでは遅く、防除に大変な費用と労力が必要なので早めの対策が必要です。
- 外来生物被害予防 3原則
 1. **入れない** ~悪影響を及ぼす外来生物をむやみに入れない
 2. **捨てない** ~外来生物を野外に捨てない
 3. **拡げない** ~野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない県内で見られる特定外来植物は、**オオキンケイギク**、**アレチウリ**などもありますが、今回は**オオハンゴンソウ**の駆除について紹介します。

オオハンゴンソウってどんな植物なのでしょう？

- 被害状況：オオハンゴンソウは背丈が高い草なので、他の植物を被圧します。種の発芽を抑えてしまう作用があり、**在来植物を絶滅**させます。
- 原産地：北アメリカ(観賞用として導入され増えた)
- 特徴：キク科の多年草で**高さ1~3m**に成長します。種と根、地下茎で増えます。とても繁殖力が強いので、外来生物法で**特定外来生物**に指定されています。
- 見分け方：**7月~10月**にかけて、先の方に**6~10cm**の**黄色い花**を多数つけます。(右写真参照)



真ん中の玉はたくさんの小さな花が集まったものです。若いときは**黄緑色**ですが、秋に小さな種をたくさんつけると茶色になります。

駆除までの流れ

■オオハンゴンソウは、わずかな根の破片から再生する能力を持っています。また、種は土の中で何年も眠っていて、掘り返すと発芽するなどとてもやっかいな植物です。このため、一回では駆除できません。粘り強く、あきらめずに駆除を続ける必要があります。

- ①「オオハンゴンソウ」の分布域と生息状況を記録する。 [生息域調査]
- ②「オオハンゴンソウ」の管理を行う地点を検討・選択する。 [駆除範囲の選択]
- ③「オオハンゴンソウ」の駆除及び処理の具体的方法を検討する。 [駆除方法の計画]
- ④「オオハンゴンソウ」の駆除及び処理を実施する。 [駆除]

オオハンゴンソウの駆除方法は抜き取りが基本です

1 抜き取り → 根絶をめざす

■時期：いつでもよいのですが、できれば種ができる9月以前に駆除してください。

■方法：根から全体を抜き取ります。この方法は大変な作業になりますが、オオハンゴンソウは、多年草なので地下茎や根が残ると再び成長して増えますので、できるだけ根を残さないように抜き取ります。根や種が土の中に残っていると、再び発芽し増殖しますので、継続して駆除することが大切です。



オオハンゴンソウの根 なかなか掘れません



駆除作業の様子

2 種と根を飛散させないで処分することが大切です。

- 原則持ち出し禁止。（生息地の土壌も含む）
 - ゴミ袋などに入れて、燃えるごみとして処分してください。（花と根だけでもOKです）
 - 種と根を確実に処分してください。
 - 生きたままの植物の運搬は禁止されています。
- ※処理を行った生息地については、継続的な経過観察が必要です。



駆除作業の様子

【お問い合わせ先】

- 多面的機能支払交付金に関すること
- 岩手県農林水産部農村建設課 019-629-5687
- 岩手県多面的機能支払推進協議会 019-631-3207



【資料2】

令和5年度の取組方針について

諮問の写し



農 建 第 1 6 2 号
令 和 5 年 6 月 1 3 日

岩手県多面的機能支払制度推進委員会
委員長 広 田 純 一 様

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県多面的機能支払制度令和5年度取組方針等について（諮問）

岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）別表8の3の規定に基づき、下記について意見を聴きたいので、諮問します。

記

- 1 令和5年度取組方針について
- 2 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞の選考について
- 3 施策評価について

令和5年度の取組方針について

1 基本的な取組方針

人口減少や高齢化の進行に伴い取組面積が伸び悩んでおり、このままでは減少していくことが懸念されることから、現状維持を目標とし、活動を支援する体制の充実や広域化を進めていくこととする。

なお、取組拡大に向けた支援についても、不断の努力を継続していく。

2 多面的機能支払交付金の実施見込み

(1) 取組面積と活動組織数について

令和5年度の農地維持支払の取組面積は、令和4年度の77,194haに比べ、10ha増の見込みとなっている。

【取組面積、活動組織数】

		R4実績	R5見込	増減
農地維持支払	対象面積(ha)	77,194	77,204	10
	対象組織数	1,035	1,036	1
資源向上支払 (共同活動)	対象面積(ha)	72,312	72,331	19
	対象組織数	882	883	0
資源向上支払 (施設の長寿命化)	対象面積(ha)	57,465	57,465	0
	対象組織数	748	748	0

(2) 取組面積の目標について

現状維持を目標とし、令和6年度以降も77,000ha程度を維持していくこととする。

3 重点取組事項

(1) 継続取組・新規取組の推進

① 現状と課題

ア 構成員の高齢化、事務の煩雑などを理由に15組織が継続か廃止かを決めかねている状況。

イ 一方、

- ・ 過年度に活動を断念した組織において、活動項目の選択と集中について市町村が指導・支援することにより活動再開に至った地区があること

また、R5再開予定の組織において、過年度に活動を中止してから地域が雑草繁茂し、多面的活動の重要性を痛感したとの話があった。

- ・ 近隣の組織との統合や広域化を図ることで、事務の集約化による負担軽減が可能となっていること。

② 課題解決に向けた取組

ア 活動を継続することのメリットや土地改良区等への事務委託、組織の統合による事務の負担軽減等について市町村、土地改良区に事例紹介し、市町村等から活動組織への働きかけをしてもらう。

イ 取組面積の現状維持に向け、活動期間終了1年前の組織を対象に活動の継続に向けた支援を実施する。

具体的には、令和6年度末終了組織（218組織）については10月に、継続意思の確認を行うとともに継続断念を考えている組織についての要因把握を行い、活動の継続に向けた支援を実施する。

(2) 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

多面的機能支払交付金活動組織の模範となる優れた取組を行っている組織を表彰するとともに受賞内容を広報等で周知し、県内組織の活動継続の意欲高揚を図る。

推薦数が減少していることから積極的に推薦するよう市町村に対し依頼を行う。

(3) 活動時の安全管理の徹底等について

【令和5年度の事故発生状況】

番号	発生日	市町村	性別	年齢	事故概要	備考
1	4/16	一関市	男	70	泥上げ作業中に、バランスを崩して左太ももを強打し、打撲を負った。	
2	4/23	遠野市	男	27	法面での草刈り作業中、足を滑らせて転倒して左腕を打ち、じん帯を損傷した。	
3	4/29	遠野市	男	45	泥上げ作業中、作業箇所間の移動の際に、高さ1.6mの仮設橋から転落し、右足を骨折した。	
4	4/30	西和賀町	男	60	泥上げ作業中に、水路を飛び越えて横断しようとしたところ、バランスを崩して背中を強打し、背骨にひびが入った。	

ア 令和5年度についても、既に活動中における事故が4件発生している。

イ 事故の都度、注意喚起を実施するほか、各地域で実施する担当者会議のなかで、安全管理の徹底について事例を交えて注意喚起を行う。

(4) 外来種について

従来の生態系を維持するため、「農地・水通信」などを活用し、外来種駆除の必要性の周知を行う。

4 施策評価について

- ・ 本交付金は第2期対策として令和元年度から開始され、5年目の本年度が最終年度となっている。
- ・ 国では、組織あてアンケート調査を実施し、第2期対策の評価の検証を行い、令和6年度から開始される第3期対策の参考としたい考え。
- ・ 本県にもアンケート依頼があり、現在、組織へアンケート調査を実施中であり、アンケート結果を参考に評価調書案を作成し、次回委員会で審議いただく予定。
- ・ なお、中間評価時に県独自アンケートを行ったところであるが、中間評価時と今回評価時でどのように意識が変わったか把握するため、令和3年度に実施したアンケートと同内容で同組織に対しアンケートを実施し取りまとめを行う。
- ・ 県独自アンケートの取りまとめ結果についても、次回委員会で審議いただく予定。

多面的機能支払交付金（都道府県名）施策評価報告書（案）

第 1 章 取組の推進に関する基本的考え方

第 2 章 多面的機能支払交付金の実施状況

1. 3 支払の実施状況
 - (1) 農地維持支払
 - (2) 資源向上支払（共同）
 - (3) 資源向上支払（長寿命化）
2. 多様な主体の参画状況（対象組織の構成員）

第 3 章 多面的機能支払交付金の効果

1. 調査方法
2. 効果の発現状況
 - (1) 資源と環境
 - 1) 地域資源の適切な保全管理
 - 2) 農業用施設の機能増進
 - 3) 農村環境の保全・向上
 - 4) 自然災害の防災・減災・復旧
 - (2) 社会
 - 1) 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献
 - (3) 経済
 - 1) 構造改革の後押し等地域農業への貢献
 - (4) 都道府県独自の取組

第 4 章 対象組織の自己評価に対する市町村評価

1. 地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価及び市町村評価
 - (1) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況
 - (2) 推進活動の自己評価に対する市町村評価
2. 多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価
3. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価
 - (1) 組織の活動の実施状況
 - (2) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況および多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価
 - (3) 活動の継続や展開に向けた取組の実施状況の点検について
 - (4) 活動の効果、活動による地域の変化等の確認について
4. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価に対する市町村評価

第5章 取組の推進に係る活動状況

1. 基本的な考え方
2. 都道府県の推進活動
3. 市町村の推進活動
4. 推進組織の推進活動

第6章 取組の推進に関する課題、今後の取組方向等

1. 取組の推進等に関する課題、対応状況、今後の取組方向
 - (1) 取組の推進に係る活動について
 - (2) コロナ禍による行動制限について
 - (3) デジタル技術の活用について
 - (4) 地域外からの人の呼び込みについて
 - (5) 若者女性などの多様な参画について
 - (6) 教育機関との連携について
 - (7) 生態系保全、環境保全型農業に関する取組について
 - (8) 地域防災（「田んぼダム」）の取組について
 - (9) 取組推進のためのノウハウの蓄積・活用について
2. 制度に対する提案等

多面的機能支払交付金 施策の評価

多面的機能支払交付金の施策の評価に向けたアンケート調査

都道府県名	
市町村名	
活動組織名	
活動期間・農業地域類型	年～令和 年

平成、令

※農業地域類型（実施状況報告様式2-4と同じ）

- 都市的領域
- 平地農業地域
- 中間農業地域
- 山間農業地域

以下のアンケートにご回答ください。

1

地域内外との連携について教えてください。

【地域の共同活動への地域内からの参加者数について】

問1-1

活動への地域内からの参加者は、現在足りていますか。

- 地域内からの参加者が不足しており、地域内の参加者だけでは実施できない活動があるなど支障が出ている。（そのため、地域外から人を呼び込んでいる）
- 地域内からの参加者は不足しているが、何とか活動に支障が出るまでには至っていない。
- 地域内からの参加者は過剰でも不足もしていない（ちょうどよい参加状況）。
- 地域内からの参加者は想定より多いが、活動に支障が出るまでではない。
- 地域内からの参加者は想定より多く、活動に支障が出ている。

いずれか1つを選択してください

問1-2

活動への地域内からの参加者は、将来（5～10年後）足りると思いますか。

- 地域内からの参加者が不足すると考えられ、地域内の参加者だけでは実施できない活動があるなど支障が出る見込み。
- 地域内からの参加者は不足するが、何とか活動に支障が出るまでには至らない。
- 地域内からの参加者は過剰でも不足もしない見込み（ちょうどよい参加状況）。
- 地域内からの参加者は想定より多いものの、活動に支障が出るまでとはならない見込み。
- 地域内からの参加者は想定より多く、活動に支障が出る見込み。

いずれか1つを選択してください



【地域外からの人の呼び込みについて】

問1-3

活動組織の構成員の高齢化や人手不足の中、地域共同による水路等の農村資源の保全活動を継続するため地域外からの人、特に民間企業や法人と連携したいと思いませんか。またその理由は何ですか。

- 地域外の人、特に民間企業や法人と連携したい (①へ)
- 地域外の人、特に民間企業や法人と連携しなくてもよい (②へ)
- どちらともいえない

いずれか1つを選択してください

① (対象：業界) (複数回答可)

- 食品・飲食業界
- 建設業界・製造業界
- 観光業界
- 医療・福祉業界
- 人材業界 (人材育成、就職・転職支援)
- 教育業界 (予備校、通信教育、資格取得、生涯学習)
- 上記以外 (自由記述回答)



(理由) (複数回答可)

- 現状で共同活動の人手が足りない状況だから
 - 現時点では人手は十分足りているが、将来的に考えた準備として
 - 地域内には専門の技術や知識を持った人がおらず、地域外に頼らざるを得ないため
 - 農的関係人口を増やし、地域を活性化させたいから
 - 既に地域外から人を呼び込んでおり、良い効果を生んでいるから
- 具体的には… (自由記述回答)

- 上記以外 (自由記述回答)

(活動) (複数回答可)

農地維持活動

- 基礎的な保全活動（草刈、泥上げ、付帯施設の保守管理 等）
- 推進活動（農業者や地域住民等の意見交換、意向調査等）

資源向上活動（共同）

- 軽微な補修（農用地、水路、農道、ため池）
- 環境保全活動（生態系保全、水質保全、景観形成・生活環境保全等）
- 増進活動（遊休農地の有効活用、鳥獣害対策及び環境改善活動等）

資源向上活動（長寿命化）

- 実践活動（水路、農道、ため池）

- その他の地域活性化の活動（農村RMO 注1）の活動などを含む）
- 上記以外 （自由記述回答）

注1) 農村RMO

… 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織で、複数の集落に渡る範囲を対象に、農業者を母体とした組織が、自治会などと「農用地の保全」、「地域資源の活用」、「生活支援」の3つの事業に取り組む

② (理由) (複数回答可)

- 地域内だけで充分人手が足りているため
- 地域内だけで十分地域は活性化していると思うから
- 地域外の人との調整が難しそうだから
- 地域外の人に関わられるのが嫌だから、または地域外の人にやってもらうのは申し訳ないから
- 地域外の人に払う日当がない（経済的に困難）から
- 地域外の人を呼び込むと、おもてなししなければならぬと感じ、大変だと思うから
- 既に地域外から人を呼び込んでおり、悪い効果があったから

具体的には… （自由記述回答）

- 上記以外 （自由記述回答）

問1-4 地域外からの人（民間企業や法人のほか、他の地域に住む農業者・非農業者を含め）を呼び込みたい場合、こういった活動に参加してほしいですか。（複数回答可、最大3つ）。

農地維持活動

- 基礎的な保全活動（草刈、泥上げ、付帯施設の保守管理 等）
- 推進活動（農業者や地域住民等の意見交換、意向調査等）

資源向上活動（共同）

- 軽微な補修（農用地、水路、農道、ため池）
- 環境保全活動（生態系保全、水質保全、景観形成・生活環境保全 等）
- 増進活動（遊休農地の有効活用、鳥獣害対策及び環境改善活動 等）

資源向上活動（長寿命化）

- 実践活動（水路、農道、ため池）
- その他の地域活性化の活動（農村RMO 注1）の活動などを含む）
- 上記以外（自由記述回答）



1つ以上3つ以下で選択してください

注1) 農村RMO

… 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織で、複数の集落に渡る範囲を対象に、農業者を母体とした組織が、自治会などと「農用地の保全」、「地域資源の活用」、「生活支援」の3つの事業に取り組む

問1-5 地域外から人を呼び込む場合に必要と思うことは何ですか。（複数回答可）

- 地域外の人を呼び込んでうまくいっている事例の情報
- 地域外の人を呼び込むことへの経済的な支援
- 地域外の人を呼び込むことがしやすい環境、仕組み（マッチング支援など）
- 地域外の特定の技術や地域を持った人のリスト化ならびに呼び込み可能な制度
- 地域外の人と地域内の人の間に入って調整してくれる中間支援組織の存在
- 上記以外（自由記述回答）

1つ以上選択してください

問1-6 地域外から人を呼び込む際に地域内外の間に入りマッチングや調整を行う中間支援組織があった場合、どんなことを望みますか。（複数回答可）

- 地域内外の組織等の情報提供、掲示板
- 地域内外の組織のマッチングの実施（ホームページ、イベント）
- 地域内外の組織のマッチングのコーディネーター（相談窓口）
- 地域内外の組織が共同で作業する際の調整的役割（調整役の人的支援）
- 上記以外（自由記述回答）

1つ以上選択してください

問1-7 上記（問1-6）のような中間支援組織として適当なところはどこだと思いますか。（複数回答可）

- 都道府県
- 市町村
- 土地改良区
- JA（農業協同組合）
- NPO 法人
- 民間企業
- 上記以外（自由記述回答）

1つ以上選択してください

問1-8 活動組織の地域が主体となって、下記の地域活性の活動等を行うことができますか。行えるもの、行いたいものを選択してください。（複数回答可）

- 直売所
- 農産物加工販売、特産品づくり
- 農家レストラン
- 農作業体験・田舎体験などを中心としたツーリズム
- 買い物代行・配食サービス
- 移動販売
- 病院等への送迎など移動支援
- 安否確認サービス
- ハザードマップの作成
- 移住・定住相談、誘致活動、定住支援
- 上記以外（自由記述回答）



1つ以上選択してください

【若者や女性の多様な参画について】

問1-9 貴活動組織の役員数、及びそのうち60歳以下の人数、また女性の人数を教えてください。（※いない場合は0人と回答）

- 役員総数 （ 人 ） **数字を入力してください**
- 60歳以下の役員数 （ 人 ） **数字を入力してください**
- 女性の役員数 （ 人 ） **数字を入力してください**

① (活動) (複数回答可)

農地維持活動

- 農地維持活動 基礎的な保全活動（草刈、泥上げ、付帯施設の保守管理 等）
- 農地維持活動 推進活動（農業者や地域住民等の意見交換、意向調査等）

資源向上活動（共同）

- 資源向上活動（共同） 軽微な補修（農用地、水路、農道、ため池）
- 資源向上活動（共同） 環境保全活動（生態系保全、水質保全、景観形成・生活環境保全等）
- 資源向上活動（共同） 増進活動（遊休農地の有効活用、鳥獣害対策及び環境改善活動等）

資源向上活動（長寿命化）

- 資源向上活動（長寿命化） 実践活動（水路、農道、ため池）

- その他の地域活性化の活動（農村RMO 注1）の活動などを含む）
- 上記以外 （自由記述回答）

注1) 農村RMO

… 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織で、複数の集落に渡る範囲を対象に、農業者を母体とした組織が、自治会などと「農用地の保全」、「地域資源の活用」、「生活支援」の3つの事業に取り組む

② (理由) (複数回答可)

- 他の活動組織と連携しなくても、自組織だけで充分人手が足りているため
- 各々の活動組織で、現状でも十分地域は活性化しているから
- 他の活動組織と連携すると、調整が難しそうだから
- 近隣の他の活動組織で、連携したいという組織をしらないから
- 他の活動組織と連携することによって費用がかかりそう（経済的に困難）だから
- 既に他の活動組織と連携したことがあり、悪い効果があったから

具体的には… （自由記述回答）

- 上記以外 （自由記述回答）

問2-1

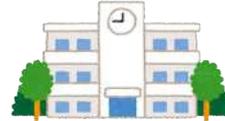
教育機関（小・中学校、高校、大学、専門学校など）と連携して多面の活動を実施したいと思いますか。またその理由は何ですか。既に連携している組織は、今後の連携継続も含めてお答えください。

- 教育機関と連携したい（している）（①へ）
 教育機関と連携しなくてよい（②へ）
 どちらともいえない

いずれか1つを選択してください

①（対象）（複数回答可）

- 保育園・幼稚園
 小学校・中学校
 高等学校・大学・短期大学・専門学校
 PTA・子供会（育友会）
 養護・特別支援学校
 上記以外（自由記述回答）



（理由）（複数回答可）

- 教育機関から協力を求められており、子供たちの教育の役に立ちたいと思うから
 教育機関から協力を求められないが、子供たちの教育の役に立ちたいと思うから
 地域のPRが図れ、地域内で、非農家の方も含め多面の活動への理解が深まるため
 小さいころから多面活動に関わることで、地域や多面に理解のある大人になると思うため
 若い人が活動に参加することで、地域を活性化させたいから
 既に教育機関と連携しており、良い効果を生んでいるから
 具体的には…（自由記述回答）

- 上記以外（自由記述回答）

問3-1

活動組織の対象地域内で「環境保全型農業」※の取り組み状況について教えてください。

※ 環境保全型農業

…「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」

【環境保全型農業の取組状況】

活動範囲内で、取り組んでいるもの（取り組んでいる農家や農地があるもの）を選択し、記入ください。（複数回答可）

（（ ）内の農家数や面積の数值は概算、大体の数值で可）

- | | | |
|--------------------------------------|--------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> 有機農業 注1) | (農家数: [] 農家 | 面積: [] ha) |
| <input type="checkbox"/> 堆肥の施用 | (農家数: [] 農家 | 面積: [] ha) |
| <input type="checkbox"/> カバークロップ 注2) | (農家数: [] 農家 | 面積: [] ha) |
| <input type="checkbox"/> リビングマルチ 注3) | (農家数: [] 農家 | 面積: [] ha) |
| <input type="checkbox"/> 草生栽培 注4) | (農家数: [] 農家 | 面積: [] ha) |
| <input type="checkbox"/> 不耕起播種 | (農家数: [] 農家 | 面積: [] ha) |
| <input type="checkbox"/> 長期中干し | (農家数: [] 農家 | 面積: [] ha) |
| <input type="checkbox"/> 秋耕 | (農家数: [] 農家 | 面積: [] ha) |
| <input type="checkbox"/> 上記以外 | (自由記述回答) | |

- 取り組んでいるものはない（把握していない）

注1) 有機農業

1つ以上選択!

…化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

注2) カバークロップ

…主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組（緑肥例：レンゲ、ヘアリーベッチなど）

注3) リビングマルチ

…主作物の畝間に緑肥を作付けする取組（緑肥例：大麦 など）

注4) 草生栽培

…果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組（緑肥例：ナギナタガヤ など）

【環境保全型農業直接支払交付金の対象状況】

環境保全型農業直接支払い交付金の対象となっている農地はありますか。

（（ ）内の農家数や面積の数值は概算、大体の数值で可）

- | | | |
|-----------------------------|--------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> ある | (農家数: [] 農家 | 面積: [] ha) |
| <input type="checkbox"/> ない | | |

いずれか1つを選択してください

問3-2

「環境保全型農業」※で地域一体的に※取り組んだ方がよいと思うものはどれですか。また、**(仮に本交付金活動対象となった場合)** 貴活動組織で取り組むことは可能ですか。

※ 環境保全型農業

… 「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」

※地域一体的に

… 範囲を限定するものではなく、市町村単位、集落単位など地域単位は問わず、一定の範囲で、共同で取り組むことを想定。

【地域一体的に取り組んだ方がよいもの】

地域で一体的に取り組んだほうがよいものを選択し、記入ください。（複数回答可）

- 有機農業 注1)
- 堆肥の施用
- カバークロップ 注2)
- リビングマルチ 注3)
- 草生栽培 注4)
- 不耕起播種
- 長期中干し
- 秋耕
- 上記以外 (自由記述回答)

- 取り組んだほうがよいものはない

1つ以上選択!

注1)有機農業

… 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

注2)カバークロップ

… 主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組（緑肥例：レンゲ、ヘアリーベッチ など）

注3)リビングマルチ

… 主作物の畝間に緑肥を作付けする取組（緑肥例：大麦 など）

注4)草生栽培

… 果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組（緑肥例：ナギナタガヤ など）

【（仮に本交付金活動対象となった場合）活動組織で取り組めるか】

- 取り組める (①へ)
- 取り組めない (②へ)
- どちらともいえない

いずれか1つを選択してください

① (理由) (複数回答可)

- 先の設問の回答の活動は一体的に取り組むべき（効果が高い）ものだから
- 地域として関心が高く、実施している構成員もいるため
- 既に教育機関と連携しており、良い効果を生んでいるから

具体的には… (自由記述回答)

- 上記以外 (自由記述回答)

② (理由) (複数回答可)

- 個々の構成員の営農方法にまで関与できないため
- 一体的に取り組んだ方がよい活動が少ない（地域として取り組みたいものではない）ため
- 構成員の多くが環境保全型農業に関心が低い
- 共同で一体的に取り組むと調整が難しいそうだから
- 多面の活動を拡大するつもりはなく、今の限定的な共同活動にのみとしたいため
- 既に連携した経験があり、悪い効果があったから

具体的には… (自由記述回答)

- 上記以外 (自由記述回答)

<p>問3-3</p>	<p>「環境保全型農業」に関する取組で、（仮に本交付金活動対象となった場合）今後組織として行いたいものはありますか。（複数回答可）</p>
<p><input type="checkbox"/> 有機農業 注1)</p> <p><input type="checkbox"/> 堆肥の施用</p> <p><input type="checkbox"/> カバークロップ 注2)</p> <p><input type="checkbox"/> リビングマルチ 注3)</p> <p><input type="checkbox"/> 草生栽培 注4)</p> <p><input type="checkbox"/> 不耕起播種</p> <p><input type="checkbox"/> 長期中干し</p> <p><input type="checkbox"/> 秋耕</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外 (自由記述回答)</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>注1) 有機農業 ... 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業</p> <p>注2) カバークロップ ... 主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組（緑肥例：レンゲ、ヘアリーベッチ など）</p> <p>注3) リビングマルチ ... 主作物の畝間に緑肥を作付けする取組（緑肥例：大麦 など）</p> <p>注4) 草生栽培 ... 果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組（緑肥例：ナギナタガヤ など）</p> </div> <p><input type="checkbox"/> 行いたいものはない 1つ以上選択してください</p>
<p>問3-4</p>	<p>「環境保全型農業」に関する取組推進に必要と思うことは何ですか。（複数回答可）</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みたくなるような活用事例の情報</p> <p><input type="checkbox"/> 取組に対する理解が深まる研修</p> <p><input type="checkbox"/> 取組に対する経済的な支援</p> <p><input type="checkbox"/> 取組に必要な専門的な知識をもつ人材育成または外部委託の仕組み</p> <p><input type="checkbox"/> より取組に着手しやすい、簡単に取り組める取組の登場（交付対象化）</p> <p><input type="checkbox"/> 教育機関と連携を促すコーディネーター的な団体や個人の存在</p> <p><input type="checkbox"/> 市役所など行政による仲介、連携推進支援</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外 (自由記述回答)</p> <p>1つ以上選択してください</p>
<p>問3-5</p>	<p>特に「有機農業」に関する取組推進に多面の活動で取り組めること（取り組みたいこと）は何ですか。（複数回答可）</p> <p><input type="checkbox"/> 生き物調査</p> <p><input type="checkbox"/> 水質調査</p> <p><input type="checkbox"/> 学校と連携した有機農業体験</p> <p><input type="checkbox"/> 有機農産物をメインとしたイベント</p> <p><input type="checkbox"/> 除草剤や殺虫剤等の化学的な雑草繁茂・病虫害発生抑制対策を行わず、きめ細やかに（頻繁に）草刈を実施</p> <p><input type="checkbox"/> 雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外 (自由記述回答)</p> <p>1つ以上選択してください</p>

問3-6

どのような「生態系保全」※に関する取組を行っていますか。（複数回答可）

※生態系保全

…生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること

- ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」
- 保全する生物を中心とした生物等の調査（生き物調査など）、生物の分布図の作成
- 外来種駆除（生物名： ）
- 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理（石積み護岸等を行った水路の維持管理など）
- 水田を活用した生育環境の提供（ビオトープとして遊休農用地を畦畔の維持や水管理など）
- 生物の生活史を考慮した適正管理（保全する生物の生活史に配慮した草刈など）
- 放流・植栽を通じた在来生物の育成（水路法面や畦畔等に在来植物を植栽など）
- 希少種の監視
- 上記以外（自由記述回答）



- 実施しているものはない

1つ以上選択してください

問3-7

今後どのような「生態系保全」に関する取組を行いたいですか。（複数回答可）

- ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」
- 保全する生物を中心とした生物等の調査（生き物調査など）、生物の分布図の作成
- 外来種駆除（生物名： ）
- 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理（石積み護岸等を行った水路の維持管理など）
- 水田を活用した生育環境の提供（ビオトープとして遊休農用地を畦畔の維持や水管理など）
- 生物の生活史を考慮した適正管理（保全する生物の生活史に配慮した草刈など）
- 放流・植栽を通じた在来生物の育成（水路法面や畦畔等に在来植物を植栽など）
- 希少種の監視
- 上記以外（自由記述回答）

- 実施したいものはない

1つ以上選択してください

問3-8

「生態系保全」に関する取組推進に必要と思うことは何ですか。（複数回答可）

- 取組みたくなるような活用事例の情報
- 取組に対する理解が深まる研修
- 取組に対する経済的な支援
- 取組に必要な専門的な知識をもつ人材育成または外部委託の仕組み
- より取組に着手しやすい、簡単に取り組める取組の登場（交付対象化）
- 上記以外（自由記述回答）

1つ以上選択してください

4 地域防災注1)（「田んぼダム」注2)を含む)の取組について教えてください。

問4-1 どのような地域防災の取組を行っていますか。（複数回答可）

- 「田んぼダム」（「スマート田んぼダム」を含む）
- 危険ため池の管理体制の整備・強化
- 災害時における応急体制の整備等
- 異常気象後の見回り
- 上記以外（自由記述回答）

- 実施しているものはない

1つ以上選択してください

注1) 地域防災

...地域コミュニティで助け合い災害に備えること。それぞれの地域の特徴に合わせて行う防災活動のこと。災害時には、行政に頼るだけでなく、地域住民が互いに助け合うことが重要になる。

注2) 「田んぼダム」

...小さな穴の開いた調整板などの簡単な器具を水田の排水口にとりつけて流出量を抑えることで、水田の雨水貯留機能の強化を図り、周辺の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図る取組。、自動給水栓、自動排水栓を活用して行う「田んぼダム」の取組は、「スマート田んぼダム」という。

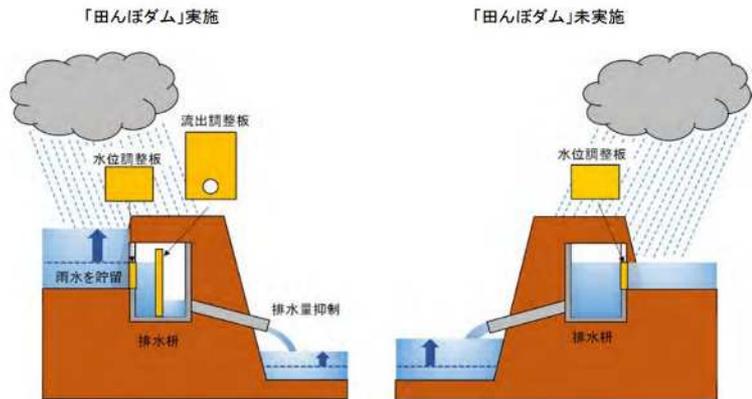


図5 「田んぼダム」を実施している水田の排水イメージ

問4-2 どのような地域防災の取組を行いたいですか。（複数回答可）

- 「田んぼダム」（「スマート田んぼダム」を含む）
- 危険ため池の管理体制の整備・強化
- 災害時における応急体制の整備等
- 異常気象後の見回り
- 上記以外（自由記述回答）

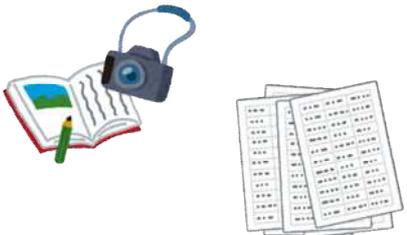
- 実施したいものはない

1つ以上選択してください

問4-3	地域防災の取組推進に必要と思うことは何ですか。（複数回答可）
<input type="checkbox"/> 取り組みたくなるような活用事例の情報 <input type="checkbox"/> 取組に対する理解が深まる研修 <input type="checkbox"/> 取組に対する経済的な支援 <input type="checkbox"/> 取組に必要な専門的な知識をもつ人材育成または外部委託の仕組み <input type="checkbox"/> 営農への影響がないことや不安要素を取り除く事例やデータの蓄積 <input type="checkbox"/> より取組に着手しやすい、簡単に取り組める取組の登場（交付対象化） <input type="checkbox"/> 上記以外（自由記述回答） <div style="border: 1px dashed black; height: 30px; width: 100%;"></div>	
<div style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 2px;">1つ以上選択してください</div>	
問4-4	特に「田んぼダム」（「スマート田んぼダム」含む）の取組推進に必要と思うことは何ですか。（複数回答可）
<input type="checkbox"/> 「田んぼダム」の効果に関する事例やデータ等の情報提供 <input type="checkbox"/> 「田んぼダム」の取組が、営農への影響や農家の不安要素を取り除く事例やデータ等の情報提供 <input type="checkbox"/> 多面的機能支払交付金の具体的な活用方法や事例の提供 <input type="checkbox"/> 畦畔や排水樹、排水路などの「田んぼダム」の取組に必要な農地整備への支援 <input type="checkbox"/> 「田んぼダム」の取組に必要な専門的な知識をもつ人材育成または派遣 <input type="checkbox"/> 実際に「田んぼダム」を行っている地域への視察等の研修 <input type="checkbox"/> 農家だけでなく、地域全体で取り組むという市町村や都道府県の姿勢 <input type="checkbox"/> 「田んぼダム」の取組への地域住民（非農家も含めた）の参画 <input type="checkbox"/> より取組に着手しやすい、簡単に取り組める取組の登場（交付対象化） <input type="checkbox"/> 上記以外（自由記述回答） <div style="border: 1px dashed black; height: 30px; width: 100%;"></div>	
<div style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 2px;">1つ以上選択してください</div>	
5	多面の活動の推進や継続のための工夫について教えてください。
問5-1	多面の活動の推進や継続のために、どのような工夫を行っていますか。（複数回答可）
<input type="checkbox"/> 世代交代を見据えた役員構成と活動の実施 <input type="checkbox"/> 活動マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 写真データの保存保管 <input type="checkbox"/> 市町村、都道府県単位での事例の共有 <input type="checkbox"/> 他の活動組織との意見交換、現地視察などの交流 <input type="checkbox"/> 専門的な知識を持つ人材のリスト化・派遣などに活用 <input type="checkbox"/> 上記以外（自由記述回答） <div style="border: 1px dashed black; height: 30px; width: 100%;"></div>	
<input type="checkbox"/> 実施しているものはない <div style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 2px;">1つ以上選択してください</div>	

問5-2 今後、多面の活動の推進や継続のために、どのような工夫を行いたいですか。
(複数回答可)

- 世代交代を見据えた役員構成と活動の実施
 - 活動マニュアルの作成
 - 写真データの保存保管
 - 市町村、都道府県単位での事例の共有
 - 他の活動組織との意見交換、現地視察などの交流
 - 専門的な知識を持つ人材のリスト化・派遣などに活用
 - 上記以外 (自由記述回答)
-
- 実施したいものはない
- 1つ以上選択してください



問5-3 多面の活動の推進や継続のための工夫を広く実施するために必要と思うことは何ですか。(複数回答可)

- 工夫を実施したくなるような活用事例の情報
 - 工夫を学び、理解が深まる研修
 - 工夫を実施する経済的な支援
 - 工夫の実施に必要な専門的な知識をもつ人材育成または外部委託の仕組み
 - 工夫の実施を支援するような制度拡充
 - 工夫を簡単に取り組めるよう交付対象の拡大
 - 上記以外 (自由記述回答)
-
- 1つ以上選択してください

問5-4 有識者等、多面の活動を支援可能な人材※のリスト化についてご意見をお聞かせください。

(※例 生き物のことに詳しい学校の先生、様々な組織の広域化を実現した事務局員、先進的な活動を実施している活動組織のリーダー など)

- ぜひ活用したい (①へ)
 - 活用しなくてよい (②へ)
 - どちらともいえない
- いずれか1つを選択してください
- ① (理由) (複数回答可)
- 多面の活動を行う上で、有識者がおらず困っているから
 - 優良な活動を行う活動組織のリーダーや多面の活動を支援してくれる人に、活動についてアドバイス等をお願いしたいから
 - 自分たちの地域の中だけでは活動の活性化が難しく、有識者や経験の豊富な人に活性化のきっかけをお願いしたいから
 - 既に教育機関と連携しており、良い効果を生んでいるから
具体的には… (自由記述回答)
-
- 上記以外 (自由記述回答)
-

|

|

② (理由) (複数回答可)

- リストの活用をしなくても、既存の参加者だけで十分なため
- リストの活用をしなくても、自分たちで情報を収集し必要に応じて支援を求められるから
- リストの活用をなくとも、別の方法で、地域を活性化したり、多様な活動の実施を実現しているから
- 有識者等に参加してもらおうと既存の参加者と調整が難しそうだから
- 有識者等への協力には費用がかかるから (経済的に困難)
- 既に連携した経験があり、悪い効果があったから

具体的には…

- 上記以外

6 デジタル技術の活用について教えてください。

問6-1 活動実施において「活用している」デジタル技術を教えてください。 (複数回答可) ※アプリ名、ソフト名は、あれば記入、なければ「特になし」と記入

- リモート会議ツール
- ドローン
- 自動草刈り機
- 監視カメラ
- スマート田んぼダム
- スマートフォンアプリ
- 事務支援ソフト
- 写真管理ソフト
- 上記以外
- 該当なし



(アプリ名:)

(ソフト名:)

(ソフト名:)

()

1つ以上選択してください

問6-2 活動実施において「活用したい」デジタル技術を教えてください。 (複数回答可) ※アプリ名、ソフト名は、あれば記入、なければ「特になし」と記入

- リモート会議ツール
- ドローン
- 自動草刈り機
- 監視カメラ
- スマート田んぼダム
- スマートフォンアプリ
- 事務支援ソフト
- 写真管理ソフト
- 上記以外
- 該当なし

(アプリ名:)

(ソフト名:)

(ソフト名:)

()

1つ以上選択してください

問6-3 活動実施においてデジタル技術を活用する上で必要と思うことは何ですか。(複数回答可)

- デジタル技術を活用したくなるような活用事例の情報
- デジタル技術について理解が深まる研修
- デジタル技術を活用に対する経済的な支援
- デジタル技術を活用できる人材育成または外部委託の仕組み
- より使いやすい、簡単なデジタル技術の登場
- 上記以外 (自由記述回答)

1つ以上選択してください

7 コロナ禍について教えてください。(令和元年度と令和4年度を比較して)

問7-1 コロナ禍において、活動の制限が求められる中、共同活動へ影響はありましたか。

- 悪い影響が大いにあった
- 悪い影響があった
- 影響はなし
- 良い影響があった
- 良い影響が大いにあった



いずれか1つを選択してください

問7-2 具体的にはどのような影響がどの程度ありましたか。
※ () 内の数値については概算、大体の数値で可(割合又は数のいずれかでOK)

【活動時間】

- 増 (割：年 時間 → 時間)
- 減 (割：年 時間 → 時間)
- 影響なし

いずれか1つを選択してください

【活動人数】

- 増 (割：年 人 → 人)
- 減 (割：年 人 → 人)
- 影響なし

いずれか1つを選択してください

【支出額】 ※ 消毒液、体温測定器など

- 増 (割：年 千円 → 千円)
- 減 (割：年 千円 → 千円)
- 影響なし

いずれか1つを選択してください

【集会(総会含む)の開催方法】 (複数回答可)

- リモート開催 (回 → 回)
- 書面開催 (回 → 回)
- 対面開催 (回 → 回)

いずれか1つ以上を選択してください

【上記以外の影響】 (自由記述回答)



|

|

問7-3 特に活動時間の減または増はどの活動でありましたか、最大3つをお選びください。

農地維持活動

- 農地維持活動 基礎的な保全活動（草刈、泥上げ、付帯施設の保守管理 等）
- 農地維持活動 推進活動（農業者や地域住民等の意見交換、意向調査等）

資源向上活動（長寿命化）

- 軽微な補修（農用地、水路、農道、ため池）
- 環境保全活動（生態系保全、水質保全、景観形成・生活環境保全 等）
- 増進活動（遊休農地の有効活用、鳥獣害対策及び環境改善活動 等）

資源向上活動（長寿命化）

- 実践活動（水路、農道、ため池）

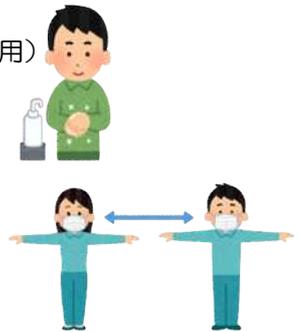
- 上記以外（自由記述回答）

.....

1つ以上3つ以下で選択してください

問7-4 コロナ禍においての活動を実施するに際し、工夫されたことは何ですか（複数回答可）

- 活動に伴う飲食の取りやめ
- 使用する機械や道具の共用の取りやめ（個人個人で使用を固定、自己所有物を使用）
- マスク着用、消毒の徹底（手指、機器）、体温測定
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録推奨
- 活動参加者において感染者発生や濃厚接触者となった場合連絡体制の確保
- 総会や集会の書面開催・リモート会議での実施
- 複数人での活動の際には、接触を減らすため、距離を保つようにした。
- 複数人での活動の際には、接触を減らすため、実施場所や時間を分散した。
- 上記以外（自由記述回答）



.....

1つ以上選択してください

アンケートは以上です。回答お疲れさまでした。

「多面的機能支払制度に係るアンケート」調査について

多面的機能支払制度は、令和元年度から令和5年度をⅡ期対策として実施しており、今年度が最終年度となっております。

来年度からの第Ⅲ期対策に向けて、第Ⅱ期対策について、効果の検証を行うこととしております。

本アンケートは、令和3年度に県の間接評価の参考資料として実施したものと同様の内容となっております。前回のアンケート結果と比較することで、活動組織の皆様の意識がどのように変化したのかを把握することが目的です。

農繁期のお忙しいところ恐縮ですが、アンケートの御協力をよろしくお願いいたします。

様式 4

多面的機能支払制度に係るアンケート調査

活動組織名： _____

I 農村地域の活性化について

Q1 あなたの地域では、この制度に取り組んで、地域の様々な活動や話し合いが活発化していますか。あてはまる記号を○で囲んでください。

- ① 活動の回数が → a. 増加した b. 減少した c. 変わらない
- ② 活動へ参加者したのべ人数が → a. 増加した b. 減少した c. 変わらない
- ③ 増減した人は、どのような方ですか。当てはまる記号全てを○で囲んでください。
→ a. 農家、b. 非農家、c. 子供、d. 高齢者、e. 女性、f. 若者、g. 都市住民
- ④ ②で「a」と答えた方にお尋ねします。増加した理由は何だと思われますか。当てはまる記号全てを○で囲んでください。
→ a. 広報でPR、b. 個別に参加要請、c. 研修会の開催
d. その他 ()
- ⑤ ②で「b」と答えた方にお尋ねします。減少した理由は何だと思われますか。当てはまる記号全てを○で囲んでください。
→ a. 参加者の関心が低い、b. 交付金額が少なく活動が不十分
c. その他 ()
- ⑥ 行事・イベント・地域の話合い等の開催・活動
→ a. 増加した b. 変わらない c. 減少した
(理由：)
(増加した行事・イベント・話合い：)

Q2 もし、この制度がなくなると仮定して、あなたの地域では様々な活動や話し合いを継続することが可能ですか。あてはまる数字を○で囲んでください。

- ① これまでどおり可能
- ② なんとか可能
- ③ 難しい部分がでてくる
- ④ 不可能
- ⑤ わからない

Q3 Q2で③、④、⑤と答えた方にお尋ねします。難しい、又は分からないと思う理由は何ですか。あてはまる数字を○で囲んでください。

- ① 経費等が捻出できないため、イベント等の活動を継続することができないから
- ② 事業がなければ、話し合いの回数が減り、活動が減少するから
- ③ 活動組織という母体がなくなるから
- ④ その他

【次のページへ】

Q4 あなたの地域では、現在、高齢化等により人材が不足していると感じますか。あてはまる数字を○で囲んでください。

- ① 人材が不足している
- ② 今は人材不足を感じないが、将来的に不安を感じる
- ③ 人材は不足していない
- ④ わからない

Q5 Q4で①、②と答えた方にお尋ねします。もし、大学や企業など、地区外の方と連携して農地保全や農村活性化に取り組むことができるとしたら、取り組んでみたいと思いますか。あてはまる数字を○で囲んでください。

- ① 取り組んでみたい
- ② 取り組みについて、具体的な話を聞いてみたい
- ③ 取り組みたいと思わない
- ④ わからない

II 生態系保全活動について

Q6 農村環境保全活動のうち、生態系保全に取り組んでいますか。

- ① はい
- ② いいえ
- ③ 関心はある

Q7 Q6で①と答えた方にお尋ねします。生態系保全に取り組んでみて変化がありましたか。あてはまる記号を○で囲んでください。

- ① 生態系保全に対する地域の意識 → a.高まった b.変わらない c.わからない
- ② 地域に生息している動植物についての知識
→ a.増えた b.変わらない c.わかenらない
- ③ 外来種など駆除すべき生物の知識 → a.増えた b.変わらない c.わかenらない
- ④ 保全すべき動植物の数 → a.増えた b.変わらない c.減った d.わからない
- ⑤ その他 ()

Q8 もし、この制度がなくなると仮定して、生態系保全活動を続けることは可能ですか。あてはまる数字を○で囲んでください。

- ① これまでどおり可能
- ② なんとか可能
- ③ 難しい部分がでてくる
- ④ 不可能
- ⑤ わからない

Q9 Q8で③、④、⑤と答えた方にお尋ねします。難しい、又は分からないと思う理由は何ですか。あてはまる数字を○で囲んでください。

- ① 参加を促す記念品等の購入ができず、参加者が集まらないから
- ② 専門家やガイドなどを呼べなくなるから
- ③ 活動組織という母体なくなるから
- ④ その他

【次のページへ】

Ⅲ 事務の負担について

Q10 事務の負担について、お尋ねします。負担が大きいと感じますか。あてはまる数字を○で囲んでください。

- ① とてもそう思う
- ② そう思う
- ③ あまりそう思わない
- ④ 思わない
- ⑤ どちらとも言えない

Q11 Q10で①、②と答えた方にお尋ねします。事務局の負担だと思ふ事務は何ですか。あてはまる数字全てを○で囲んでください。

- ① 活動計画書の作成
- ② 活動状況の現場記録（活動写真の撮影、活動人数の確認など）
- ③ 実施状況のとりまとめ（実施状況報告書の作成、活動記録の作成など）
- ④ 工事契約の手続き
- ⑤ 財産管理台帳の整備
- ⑥ 総会資料の作成
- ⑦ 構成員への参加要請
- ⑧ 国・県・市町村からの調査依頼
- ⑨ その他（)

Q12 事務についてお尋ねします。現在、外部へ委託していますか。あてはまる数字を○で囲んでください。

- ① はい
- ② いいえ

Q13 Q12で①と答えた方にお尋ねします。委託をお願いしている相手について、あてはまる数字を○で囲んでください。

- ① 土地改良区
- ② NPO法人
- ③ 民間企業
- ④ 自治会
- ⑤ その他（)

Q14 Q12で②と答えた方にお尋ねします。外部へ委託をしていない理由は何ですか。あてはまる数字を○で囲んでください。

- ① 委託を受けてくれる相手がない又は相手を知らない
- ② 委託費が高額のため
- ③ 事務局で十分に事務が出来ている
- ④ その他（)

【次のページへ】

IV その他

Q15 その他、最近気になっていること、課題に思うことなど、自由に記載してください。



以上です。ありがとうございました。

令和5年度第2回多面的機能支払制度推進委員会の開催について

1 開催概要について

時 期	事 項	場 所	内 容
8/30(水) (終日)	第2回委員会	現地	活動組織との意見交換 (鷹生川流域広域協定(大船渡市))
		沿岸広域振興局 大船渡地区合同 庁舎 (予定)	農地・水モデル賞地区選定に係る審査 施策評価の審議

※詳細な行程予定は後日お知らせします。

2 現地調査における意見交換のポイント

- (1) 3組織が広域化したもので、大船渡・釜石管内で初の広域組織。広域化の際、新たに周辺農地を取り込み、鷹生川流域広域協定一帯の農地において、地域資源の適切な保全管理が推進。
- (2) 地元小学生を対象とした営農体験学習会を開催し、農業農村が有する多面的機能の重要性を伝え、持続的な農村環境の保全に向けた啓発を実施。
- (3) 構成員である自治会との連携による地域内の一斉清掃を実施し、地域の景観形成と生活環境の保全に寄与。